

船舶事故調査報告書

平成24年1月26日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 石 川 敏 行
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成23年1月28日 22時05分ごろ
発生場所	北海道えりも町えりも港南方沖 えりも港南外防波堤西灯台から真方位181° 3海里付近 (概位 北緯41° 57.8′ 東経143° 08.4′)
事故調査の経過	平成23年2月18日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 第三十八 ^{りゅうほう} 龍宝丸、9.7トン HK2-22159（漁船登録番号）、個人所有 14.99m (Lr) × 3.76m × 1.24m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数120、平成4年10月1日 B 漁船 第三十八 ^{せいとく} 成徳丸、9.7トン HK2-21683（漁船登録番号）、個人所有 14.49m (Lr) × 3.97m × 1.41m、FRP ディーゼル機関、527kW（漁船法馬力数）、平成4年12月18日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 38歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成3年8月23日 免許証交付日 平成22年6月7日 (平成27年6月15日まで有効) B 船長B 男性 52歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和55年6月12日 免許証交付日 平成19年5月17日 (平成25年4月7日まで有効)
死傷者等	A なし B なし
損傷	A 球状船首部に亀裂等 B 右舷ほぼ中央部に破口及び操舵室右舷前方角損壊
事故の経過	A船は、船長Aほか5人が乗り組み、船長Aが単独で操舵室の肘掛け及び背もたれ付きの椅子に腰を掛けて操船に当たり、えりも港沖を約9ノットの速力で自動操舵により、マスト灯、舷灯及び船尾灯を点灯して南進した。

	<p>A船は、船長Aが南進を開始した頃から居眠りに陥り、平成23年1月28日22時05分ごろえりも港南方沖でA船の船首部とB船の右舷中央部とが衝突した。</p> <p>船長Aは、本事故の前の約1週間、カニとスケトウダラの漁が続いていたことから、出港前から眠気を感じており、自動操舵により南進したとき、強い眠気を感じていたことから、眠気を払拭しようとして椅子に腰を掛けたまま煙草を1本吸ったが、その効なく居眠りに陥った。</p> <p>B船は、船長Bほか5人が乗り組み、21時50分ごろ、えりも港南方沖の漁場で機関を中立とし、マスト灯、舷灯、船尾灯、紅色全周灯及び前部甲板を照射する作業灯8個を点灯して船首を南西方に向け、スケトウダラの刺し網の揚網を開始した。</p> <p>船長Bは、操舵室から前部甲板の左舷側で行われている揚網作業を監視していたところ、B船とA船が衝突した。</p> <p>両船は、衝突後、自力で航行してえりも港に入港した。</p>	
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏</p>	
<p>分析</p>	<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>A船は自動操舵で南進中、B船は機関を中立として船首を南西方に向けて揚網中、えりも港南方沖において、両船が衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、単独で操舵室の肘掛け及び背もたれ付きの椅子に腰を掛けて操船に当たっていたところ、居眠りに陥ったことから、B船に接近していることに気付かなかったものと考えられる。</p> <p>船長Aは、本事故の前の約1週間、カニとスケトウダラの漁が続いていたことから、睡眠不足の状態であったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、えりも港南方沖において、A船が自動操舵で南進中、B船が船首を南西方に向けて揚網中、船長Aが居眠りに陥ったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>	
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 操船中に眠気を催した場合には、椅子から離れて眠気を払拭する措置をとること。 ・ 眠気が払拭できないときには、休息中の乗組員に操船を依頼すること。 	